

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	総務企画局	4. 12. 16	円 70,862	令和 4 年 10 月 7 日、宮前区で、本市普通自動車が、後退した際、後方に停止していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
2	環境局	4. 11. 14	円 199,491	令和 4 年 9 月 23 日、川崎区で、本市大型ごみ中継車が、信号待ちのため一時停止した被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
3	環境局	4. 11. 18	円 110,000	令和 4 年 8 月 20 日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようとして後退した際、被害者所有の外灯に接触し、破損させたもの
4	環境局	4. 11. 24	円 44,000	令和 3 年 11 月 29 日、宮前区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の駐車場のコンクリート舗装に接触し、破損させたもの
5	環境局	4. 12. 13	円 1,663,737	令和 3 年 12 月 25 日、宮前区で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止した被害者所有の小型自動車に追突し、被害者を負傷させ、及び当該小型自動車を破損させたもの

6	環境局	4. 12. 13	円 73,617	令和4年11月12日、被害者宅先路上で、被害者所有の小型自動車が走行中、当該路上に置かれたままの本市小型ごみ収集車の車止めに接触し、破損したもの
7	こども未来局	4. 11. 22	円 93,760	令和4年9月1日、中原区で、本市職員が、本市軽自動車から降車しようとドアを開けた際、右後方から走行してきた被害者所有の小型自動車に接触し、破損させたもの
8	宮前区役所	4. 12. 6	円 31,220	令和4年9月12日、被害者宅先丁字路で、本市道路維持作業車が、右折しようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
9	消防局	4. 12. 2	円 64,027	令和3年11月12日、中原区で、患者を搬送中の本市救急車が、自動ブレーキシステムにより急停止した際、同乗していた被害者が、当該救急車内の救急資器材に接触し、負傷したもの
10	環境局	4. 11. 17	円 5,250	令和4年8月10日、被害者宅内で、本市職員が、粗大ごみの収集作業中、被害者所有の踏み台をごみであると誤認し、当該踏み台を収集し、滅失させたもの
11	建設緑政局	4. 12. 21	円 138,600	令和4年6月21日までに、被害者宅先水路敷で、樹木の枝が、隣接する被害者所有の建物まではみ出して伸び、当該建物の屋根を破損させたもの
12	建設緑政局	4. 12. 21	円 298,235	令和4年7月8日から同月20日までの間に、宮前区で、腐食していた樹木が倒れ、被害者が管理するフェンスを破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
67	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築工事	東京都新宿区西新宿1丁 目25番1号 大成建設株式会社 代表取締役社長 村田 誉之	契約金額 26,409,952,800 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 26,478,210,000 円 完成期限 令和5年 6月19日	5.1.13	中国各地 で実施され たロックダ ウンの影響 により、部 材の製作遅 延が生じ、 仮設設備等 の維持管理 に伴う追加 の費用を要 するため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うもの。ま た、令和4 年度中の出 来高につい て、想定し ていた仕様、 数量等に更 改が生じた ため、契約 金額の変更 を併せて行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
68	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築電気そ の他設備 工事	川崎市川崎区貝塚1丁目 1番3号 関電工・協和・京急電機 共同企業体 代表者 株式会社 関電工 取締役社長 森戸 義美 構成員 株式会社 協和エクシオ 代表取締役社長 船橋 哲也 構成員 京急電機株式会社 代表取締役 小島 好人	契約金額 4,257,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 4,265,418,300 円 完成期限 令和5年 6月19日	5.1.6	本体工事 の延期に伴 い、工期の 延長が必要 となり、追 加の費用を 要するため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
69	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築空気調 和設備工 事	川崎市川崎区小川町7番 地4 新菱・川本・明和共同企 業体 代表者 新菱冷熱工業株式会社 代表取締役 加賀美 猛 構成員 川本工業株式会社 代表取締役 川本 守彦 構成員 明和工業株式会社 代表取締役 下山 和則	契約金額 3,905,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 3,910,458,200 円 完成期限 令和5年 6月19日	5.1.6	本体工事 の延期に伴 い、工期の 延長が必要 となり、追 加の費用を 要するため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
70	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築衛生設 備工事	横浜市中区太田町6丁目 84番地2 大成温・須賀・京急共同 企業体 代表者 大成温調株式会社 代表取締役社長 水谷 憲一 構成員 須賀工業株式会社 代表取締役 津田 端孝 構成員 京急電機株式会社 代表取締役 小島 好人	契約金額 2,035,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 2,037,340,800 円 完成期限 令和5年 6月19日	5.1.6	本体工事 の延期に伴 い、工期の 延長が必要 となり、追 加の費用を 要するため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
71	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築昇降機 設備工事	川崎市幸区堀川町72番 地34 東芝エレベータ株式会社 代表取締役 中川 誠	完成期限 令和5年 3月31日	完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 10	本体工事 の延期に伴 い、工期の 延長が必要 となったた め、完成期 限の変更を 行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
104	3.6.17	川崎市新 本庁舎復 元棟新築 工事	川崎市川崎区榎町3番4 号 株式会社 小川組 代表取締役 長澤 靖	契約金額 1,437,340,300 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 1,453,856,800 円 完成期限 令和5年 6月19日	4.12.28	本体工事 の延期に伴 い、工期の 延長が必要 となり、追 加の費用を 要するため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
139	29.12.14	橋処理センター建設工事	横浜市西区みなとみらい 4丁目4番2号 三菱・大成建設共同企業 体 代表者 三菱重工環境・化学エン ジニアリング株式会社 代表取締役社長 神野 定治 構成員 大成建設株式会社 代表取締役社長 村田 誉之	契約金額 32,184,000,000 円 完成期限 令和5年 9月29日	契約金額 32,383,760,000 円 完成期限 令和6年 3月29日	4.12.14	本工事の プラント機 器に必要と なる半導体 部品の調達 及び機器の 据付が困難 となったた め、完成期 限の変更を 行うもの。 また、建設 発生土受入 単価が変更 されたこと 及び地中障 害物が出現 したことによ り、契約 金額の変更 を併せて行 うもの。

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和5年1月11日

公布年月日 令和5年1月17日

川崎市条例第1号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項中「上作延」の次に「、上作延1丁目、上作延2丁目、上作延3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立南原小学校の項中「川崎市高津区上作延796番地」を「川崎市高津区上作延3丁目9番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月23日から施行する。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	5. 1. 17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料146,370円、延滞金及び令和4年9月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,300円の支払を求めるもの
2	5. 1. 17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料382,373円、延滞金及び令和4年9月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月41,800円の支払を求めるもの
3	5. 1. 17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料176,500円、延滞金並びに令和4年9月15日から同月30日まで及び同年11月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月36,300円の支払を求めるもの
4	5. 1. 17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料317,980円、延滞金及び令和4年9月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,200円の支払を求めるもの

5	5. 1. 17	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料370,500円、延滞金及び令和4年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月74,100円の支払を求めるもの
6	5. 1. 17	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに令和4年7月1日から同月31日まで及び同年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月41,000円の支払を求めるもの
7	5. 1. 17	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和4年12月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月41,400円の支払を求めるもの